

議案第9号

飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

飯能市国民健康保険条例（昭和34年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条の見出し中「の委員の定数」を削り、同条中「飯能市国民健康保険運営協議会」を「協議会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する協議会の名称は、飯能市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第5条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月23日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 (国民健康保険運営協議会)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)</u>第11条第2項に規定する協議会の名称は、<u>飯能市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)</u>とする。</p> <p>2 <u>協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(3) 省略 (一部負担金)</p> <p>第5条 被保険者は、往診又は歯科訪問診療(以下「往診等」という。)の給付を受ける場合において、当該往診等が診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注8の規定に該当するものであるときは、当該往診等の給付に要する費用のうち当該往診等がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、<u>法第42条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 本市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 (国民健康保険運営協議会<u>の委員の定数</u>)</p> <p>第2条</p> <p><u>飯能市国民健康保険運営協議会</u>の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略 (一部負担金)</p> <p>第5条 被保険者は、往診又は歯科訪問診療(以下「往診等」という。)の給付を受ける場合において、当該往診等が診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注8の規定に該当するものであるときは、当該往診等の給付に要する費用のうち当該往診等がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)</u></p>

しない。

第42条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。

三 第三条、第六条及び第十条の規定並びに附則第三条、第四条、第二十条、第二十七条及び第二十八号の規定、附則第五十三号中介護保険法附則第十一条の改正規定並びに附則第六十条、第六十三号及び第六十六号の規定 平成二十九年四月一日

(検討)
第二条 政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を構築する観点から、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後において、国民健康保険の医療に要する費用の増加の要因、当該費用の適正化に向けた国、都道府県及び市町村の取組並びに国民健康保険事業の標準化及び効率化に向けた都道府県及び市町村の取組等の国民健康保険事業の運営の状況を検証しつつ、これらの取組の一層の推進を図るとともに、国民健康保険の持続可能な運営を確保する観点から、当該取組の推進の状況も踏まえ、都道府県及び市町村の役割分担の在り方も含め、国民健康保険全般について、医療保険制度間における公平に留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の国民健康保険法(以下「第三号改正前国保法」という。)附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合は、第十条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(以下「第三号改正前高確法」という。)第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合とみなす。

第四条 第三条の規定による改正後の国民健康保険法附則第十条、第十二条、第十三条及び第二十一条の規定は、平成二十九年改訂後の各年度の被用者保険等保険者(第三号改正前高確法第七号第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。)に係る概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金について適用し、平成二十八年改訂以前の各年度の被用者保険等保険者(第三号改正前国保法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。)に係る概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、なお従前の例による。

2 平成二十六年改訂以前の各年度の特定健康保険組合に係る概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の国民健康保険法(以下「平成三十年改正前国保法」という。)第十一条第一項の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)に置かれていた国民健康保険運営協議会は、第四条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「平成三十年改正後国保法」という。)第十一条第二項の規定により置かれた市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会とみなす。

第六条 都道府県は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、平成三十年改正後国保法第八十一条の二第二項の規定の例により、財政安定化基金を設けることができる。

2 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を設けた場合には、施行日の前日までの間は、平成三十年改正後国保法第八十一条の二第二項各号に掲げる事業に必要な費用に充てることができる。

3 国は、当分の間、予算の範囲内において、都道府県に対し、平成三十年改正後国保法第八十一条の二に規定する財政安定化基金(第一項の規定により設けられた場合を含む)の財源に充てるため必要な資金を補助することができる。

第七条 都道府県は、施行日の前日までに、平成三十年改正後国保法第八十二条の二(第八項を除く。)の規定の例により、同条第一項に規定する都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。

第八条 都道府県は、施行日の前日までに、平成三十年改正後国保法第八十二条の三の規定の例により、平成三十年改訂の同条第三項に規定する標準保険料率を算定するものとする。

第九条 附則第五条から前条までに規定するもののほか、平成三十年改正後国保法の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第十条 この法律の施行の際現に平成三十年改正前国保法(これに基づく命令を含む。)の規定により都道府県又は市町村に対してされている申請、届出その他の行為は、施行日以後における平成三十年改正後国保法(これに基づく命令を含む。)の適用については、平成三十年改正後国保法の相当規定により都道府県又は市町村に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第十一条 平成三十年改正後国保法の規定は、施行日以後に行われた療養について適用し、施行日前に行われた療養については、なお従前の例による。

2 平成三十年改正前国保法の規定により市町村が行う保険給付のうち施行日以後に請求される療養の給付に要する費用及び施行日以後に支給する保険給付(療養の給付を除く。)の支給に要する費用については、平成三十年改正後国保法の規定により市町村が行う保険給付に要する費用とみなして、平成三十年改正後国保法第五章の規定を適用する。

第十二条 平成三十年改正後国保法第七十六条の規定は、平成三十年改訂後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、平成二十九年改訂以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行の際現に平成三十年改正前国保法第六十六条、第六十六条の二第一項若しくは第二項又は附則第五条の二第一項若しくは第二項の規定の適用を受けている者については、平成三十年改正後国保法第六十六条、第六十六条の二第一項若しくは第二項又は附則第五条の二第一項若しくは第二項の規定の適用を受けている者とみなす。

第十四条 平成二十九年改訂以前の各年度の退職被保険者等所属市町村(平成三十年改正前国保法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。)に係る療養給付費等交付金については、なお従前の例による。

2 平成二十九年改訂以前の各年度の被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。)に係る概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 平成二十二年改訂から平成二十六年改訂までの各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。
第十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前に健康保険の被保険者(日雇特別被保険者を除く。以下この項において同じ。)の資格を取得して、第二号施行日まで引き続きその資格を有する者(平成二十八年四月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。)のうち、同年三月の標準報酬月額が百二十一万円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が百二十万五千円未満である者を除く。)の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第五条の規定による改正後の健康保険法(次条及び附則第十八条において「第二号改正後健保法」という。)第四十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、保険者等(健康保険法第三十九条第一項に規定する保険者等をいう。)が改定する。
2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年四月から同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

第百十八条第一項中「保険者」の下に「国民健康保険にあつては、都道府県。以下この款において同じ。」を加える。

第百三十四条第二項中「保険者」の下に「(国民健康保険にあつては、都道府県)を加える。第百三十八条第二項中「保険者」を「保険者(国民健康保険にあつては、市町村)」に改め、「加入者」の下に「(国民健康保険にあつては、当該市町村の区域内に住所を有する被保険者)を加える。

第百三十九条第一項第一号中「保険者から」を「保険者(国民健康保険にあつては、都道府県。以下この款において同じ。)」から」に改める。

附則第七条第一項中「保険者」の下に「(国民健康保険にあつては、都道府県。以下同じ。)」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第十二条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基金」というを「基金」というに、「保険者」を「保険者」に、「健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)を「医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七條第一項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。))」に、「なす」を「行う」に、「診療担当者」というを「診療担当者」というに、「診療報酬」というを「診療報酬」というに、「をなし、あわせて診療担当者より」を「を行い、併せて診療担当者から」に改め、「審査を」の下に「行うほか、保険者の委託を受けて、保険者が医療保険各法等の規定により行う事務を」を加え、「もつて」を削る。

第十五条第一項第六号を同項第九号とし、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 保険者から委託された医療保険各法等による保険給付の支給に関する事務(前各号に掲げるものを除く。)を行うこと。

六 保険者から委託された健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百五条の四第一項第二号、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五百五十三条の十第一項第二号、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七條の三第一項第二号、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第一百四十四條の二第一項第二号、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第一百三十三條の三第一項第一号、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第九十二号)第一百四十四條の三第一項第一号又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十五條の二第二項第一号に掲げる情報の収集又は整理に関する事務を行うこと。

七 保険者から委託された健康保険法第二百五条の四第一項第三号、船員保険法第五百五十三條の十第一項第三号、私立学校教職員共済法第四十七條の三第一項第三号、国家公務員共済組合法第一百四十四條の二第二項第三号、国民健康保険法第一百三十三條の三第一項第三号、地方公務員等共済組合法第一百四十四條の三第三項第三号又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十五條の二第二項第二号に掲げる情報の利用又は提供に関する事務を行うこと。

第十五条第二項中「第二十一条の二」の下に、「第二十一条の五の二十九」を加え、同条第五項中「第一項第六号」を「第一項第九号」に改める。

第二十六条中「第十五条第一項から第三項まで」を「同条第一項第一号から第四号まで並びに同条第二項及び第三項」に改める。

第十三条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村」を「都道府県及び市町村」に改める。
第十五条第一項第一号中「各保険者」の下に「(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険にあつては、市町村。第六号及び第七号を除き、以下この項において同じ。)」を加え、同項第六号中「(昭和三十三年法律第九十二号)」を削る。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十四条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条中「平成三十二年三月三十一日」を「(被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る協会の各支部(健康保険法第六十條第一項に規定する各支部をいう。))の取組の状況を勘案して平成三十六年三月三十一日までの間において政令で定める日」に改める。
附則第三十八条中「医療等に要する費用」の下に「(以下この条において「平成二十年四月前の医療等に要する費用」という。))のうち平成二十七年四月以前に請求されたもの」を加え、同条に次の三項を加える。

2 平成二十年四月前の医療等に要する費用のうち平成二十八年四月以後に請求されるものについては、平成二十年四月改正前老健法の規定により当該費用を負担することとされた市町村が加入する高齢者の医療の確保に関する法律第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合が負担する療養の給付に要する費用とみなして、同法第四章第四節及び第五章の規定を適用する。

3 平成三十年四月以後の各年度における、平成二十年四月前の医療等に要する費用のうち平成二十七年四月以前に請求されたもの支弁及び負担に係る事務の執行に要する費用(社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下この項において「支払基金」という。))の事務に係るものに限る。については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十三條の規定を適用せず、当該各年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三百二十九條第一項第二号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用とみなして、同法第二百二十二條の規定を適用する。

4 平成三十年四月一日において第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第六十八條に規定する特別の会計に所属する権利及び義務は、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第四百三十三條に規定する同法第三百二十九條第一項第二号の業務に係る特別の会計に帰属するものとする。
附則第八十六条中「(昭和二十三年法律第二百二十九号)」を削る。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第五十一条の規定、第五十五条中健康保険法第九十條第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三條第一項の改正規定、同法附則第四條の四の改正規定、同法附則第五條の三の改正規定並びに同条の次に四條を加える改正規定、第七條中船員保険法第七十條第四項の改正規定及び同法第八十五條第二項第三号の改正規定、第八條の規定並びに第十二條中社会保険診療報酬支払基金法第十五條第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六條から第九條まで、第十五條、第十八條、第二十六條、第五十九條、第六十二條及び第六十七條から第六十九條までの規定、公布の日

二 第二條、第五條(前号に掲げる改正規定を除く。)、第七條(前号に掲げる改正規定を除く。)、第九條、第十二條(前号に掲げる改正規定を除く。)、及び第十四條の規定並びに附則第十六條、第十七條、第十九條、第二十一条から第二十五条まで、第三十三條から第四十四条まで、第四十七條から第五十一条まで、第五十六條、第五十八條及び第六十四條の規定、平成二十八年四月一日

2 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。

3 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。第九條第三項、第七項及び第十項、第十一條第二項、第六十三條の二、第八十一條の二第一項各号並びに第九項第二号及び第三号、第八十二條の二第二項第三号並びに附則第七條第一項第三号並びに第二十一條第三項第三号及び第四項第三号において同じ。)の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。

4 都道府県及び市町村は、前二項の責務を果たすため、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的な連携を図るものとする。

5 都道府県は、第二項及び前項に規定するもののほか、国民健康保険事業の運営が適切かつ円滑に行われるよう、国民健康保険組合その他の関係者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 都道府県及び市町村

第五條中「市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)」を「都道府県」に、「当該市町村が行う国民健康保険」を「当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険」に改める。

第六條中「市町村が行う国民健康保険」を「都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)」に改める。

第七條中「市町村が行う国民健康保険」を「都道府県等が行う国民健康保険」に、「当該市町村」を「都道府県」に改める。

第八條第一項中「市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村」を「都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県」に改め、同項ただし書中「当該市町村」を「都道府県」に、「他の市町村」を「他の都道府県」に改め、同条第二項中「市町村が行う国民健康保険」を「都道府県等が行う国民健康保険」に改める。

第九條第一項中「被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。は、厚生労働省令の一を「世帯主は、厚生労働省令で」に改め、同条第二項中「世帯主は」の下に「当該世帯主が住所を有する」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この項、第七項、第六十三條の二、第六十八條の二第二項第四号、附則第七條第一項第三号並びに附則第二十一條第三項第三号及び第四項第三号において同じ。)」を削り、世帯主(の下に「当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第十項中「地方税法の規定による国民健康保険税を含む。)」を削り、同項ただし書中「世帯主又はその世帯」を削る。

第十條中「市町村」を「都道府県及び市町村」に、「政令の」を「政令で」に改め、「により」の下に「それぞれ」を加える。

第十一條を次のように改める。

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一條 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五條の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二條の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六條第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るもの)に限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に關して必要な事項は、政令で定める。

第十七條第三項を次のように改める。

3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合においては、あらかじめ、次の各号に定める組合の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴き、当該認可の申請に係る組合の設立により、当該組合の地区をその区域を含む都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 その地区が一の都道府県の区域を越えない組合 当該組合の地区をその区域を含む市町村の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)

二 その地区が二以上の都道府県の区域にまたがる組合 当該組合の地区をその区域を含む市町村(第一項の認可の申請を受けた都道府県知事が統括する都道府県内の市町村に限る。)の市町村長及び当該組合の地区をその区域を含む都道府県の都道府県知事(当該認可の申請を受けた都道府県知事を除く。次項において「他の都道府県知事」という。)

第十七條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により、他の都道府県知事が意見を述べるに当たつては、あらかじめ、当該他の都道府県知事が統括する都道府県内の市町村(第一項の認可の申請に係る組合の地区をその区域に含む市町村に限る。)の市町村長の意見を聴かなければならない。

第二十一條第一項ただし書中「市町村」を「都道府県等が行う国民健康保険」に改める。

第二十二條中「から第九項までの規定中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」とあるのは「組合」を「中「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と、同条第二項中「世帯主は」とあるのは「組合員」と、「当該世帯主が住所を有する市町村」とあるのは「組合」と、同条第三項中「市町村は」とあるのは「組合」と、「世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り」とあるのは「組合員」と、「世帯主」とあるのは「組合員」と、「世帯主に」とあるのは「組合員」と、同条第四項から第九項までの規定中「市町村」とあるのは「組合」と、「世帯主」とあるのは「組合員」に改め、「世帯の世帯主」とあるのは「世帯の組合員」とを削る。

第二十七條第三項中「第十七條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第三十二條第一項第三号並びに第三十二條の七第一項及び第三項中「第八十八條第四項」の下に「又は第五項」を加える。

第三十二條の十六を削る。

第三十二條の十七第七項中「第三十二條の十四及び第三十二條の十五」を「前二條」に、「同條」を「前條」に改め、同條を第三十二條の十六とする。

第三十六條第一項中「(以下「被保険者」という。)」を削る。

参考

(抜粋)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十一号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

(国民健康保険法の一部改正)

第一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一百九条中「前二条」を「第百十三条及び前条」に改める。
第一百九条中「第百十四条第二項」を「第百十四条」に改める。
附則第六条第一項中「平成二十六年までの間に」を削り、「該当する者」の下に「(当該者となつた時以後平成二十六年までの間に、市町村が行う国民健康保険の被保険者である期間を有する者に限る。)」を加える。

附則第十六条中「附則第十三条の五の六」を「附則第十三条の十一」に改める。
附則第二十一条第一項中「平成二十六年までの間に」を「市町村が行う国民健康保険の被保険者であるとしたならば」に「ができる」を「となる」に改める。
附則第二十一条の三第一項中「第十四条の六」を「第十四条の十一」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 平成二十七年における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「調整対象基準額」は、当該年度における「調整対象基準額」は、平成二十七年の「調整対象基準額」に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において「調整対象基準額」とあるのは「第六号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十七年の概算調整対象基準額」という」と、「ただし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の「ただし、平成二十五年の概算調整対象基準額(同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十五年の概算調整対象基準額」という)」が同年度」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この項において「平成二十五年の確定調整対象基準額」という」と、「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十五年の確定調整対象基準額」という」と、「ときは、平成二十七年の概算調整対象基準額」と、「当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「全て」と、「概算調整対象基準額と確定調整対象基準額」とあるのは「平成二十五年の概算調整対象基準額と平成二十五年の確定調整対象基準額」ととし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額」とあるのは「とし、平成二十五年の概算調整対象基準額が平成二十五年の確定調整対象基準額」とする。

附則第二十一条の三に次の一項を加える。
4 平成二十八年における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「調整対象基準額」は、当該年度における「調整対象基準額」は、平成二十八年の「調整対象基準額」に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において「調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の六第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十八年の概算調整対象基準額」という」と、「ただし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の「ただし、平成二十五年の概算調整対象基準額(同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十五年の概算調整対象基準額」という)」が同年度」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この項において「平成二十五年の確定調整対象基準額」という」と、「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十五年の確定調整対象基準額」という」と、「ときは、平成二十七年の概算調整対象基準額」と、「当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「全て」と、「概算調整対象基準額と確定調整対象基準額」とあるのは「平成二十五年の概算調整対象基準額と平成二十五年の確定調整対象基準額」ととし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額」とあるのは「とし、平成二十五年の概算調整対象基準額が平成二十五年の確定調整対象基準額」とする。

附則第二十一条の三に次の一項を加える。
4 平成二十八年における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「調整対象基準額」は、当該年度における「調整対象基準額」は、平成二十八年の「調整対象基準額」に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において「調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の六第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十八年の概算調整対象基準額」という」と、「ただし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の「ただし、平成二十五年の概算調整対象基準額(同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十五年の概算調整対象基準額」という)」が同年度」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この項において「平成二十五年の確定調整対象基準額」という」と、「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十五年の確定調整対象基準額」という」と、「ときは、平成二十七年の概算調整対象基準額」と、「当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「全て」と、「概算調整対象基準額と確定調整対象基準額」とあるのは「平成二十五年の概算調整対象基準額と平成二十五年の確定調整対象基準額」ととし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額」とあるのは「とし、平成二十五年の概算調整対象基準額が平成二十五年の確定調整対象基準額」とする。

附則第二十一条の三に次の一項を加える。
4 平成二十八年における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「調整対象基準額」は、当該年度における「調整対象基準額」は、平成二十八年の「調整対象基準額」に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において「調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の六第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十八年の概算調整対象基準額」という」と、「ただし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の「ただし、平成二十五年の概算調整対象基準額(同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十五年の概算調整対象基準額」という)」が同年度」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この項において「平成二十五年の確定調整対象基準額」という」と、「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十五年の確定調整対象基準額」という」と、「ときは、平成二十七年の概算調整対象基準額」と、「当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「全て」と、「概算調整対象基準額と確定調整対象基準額」とあるのは「平成二十五年の概算調整対象基準額と平成二十五年の確定調整対象基準額」ととし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額」とあるのは「とし、平成二十五年の概算調整対象基準額が平成二十五年の確定調整対象基準額」とする。

象基準額」という」と、「ただし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の「ただし、平成二十六年の概算調整対象基準額(同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十六年の概算調整対象基準額」という)」が同年度」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この項において「平成二十六年の確定調整対象基準額」という」と、「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十六年の確定調整対象基準額」という」と、「ときは、平成二十八年の概算調整対象基準額」と、「当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「全て」と、「概算調整対象基準額と確定調整対象基準額」とあるのは「平成二十六年の概算調整対象基準額と平成二十六年の確定調整対象基準額」ととし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額」とあるのは「とし、平成二十六年の概算調整対象基準額が平成二十六年の確定調整対象基準額」とする。

附則第二十二條の二中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改める。
第二条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。
第三十六条第二項第四号中「第六十三條第二項第四号」を「第六十三條第二項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一を加える。
四 患者申出療養(健康保険法第六十三條第二項第四号に規定する患者申出療養をいう。以下同じ)。
第四十五条第五項中「による社会保険診療報酬支払基金」の下に「(以下「支払基金」という。)」を加える。

第五十三條第一項及び第三項中「評価療養」の下に「患者申出療養」を加える。
第五十八條第三項中「国民健康保険団体連合会」の下に「又は支払基金」を加える。
第七十三條第一項第一号中「の百分の三十二に相当する」を「に組合の財政力を勘案して百分の十三から百分の三十二までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た」に改め、同条第二項中「補助の割合」の下に「及び組合の財政力」を加え、「もの」を「ところにより算定した割合」に改め、同条第五項中「百分の十五」を「百分の十五・四」に改める。
第八十二條第一項中「健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「行う」の下に「被保険者の」を加え、「必要な指針を公表する」を「指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「当該事業」を「これらの事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保険者は、前項の事業を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六條第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。
第四百四條中「第二項」を「第三項」に改める。
第四百十三條の二の次に次の一を加える。
(連合会又は支払基金への事務の委託)

第一百十三條の三 保険者は、第四十五條第五項(第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する事務のほか、次に掲げる事務を第四十五條第五項に規定する連合会又は支払基金に委託することができる。
一 第四章の規定による保険給付の実施、第七十六條第一項の規定による保険料の徴収、第八十二條第一項の規定による保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務
二 第四章の規定による保険給付の実施、第七十六條第一項の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

二 第四章の規定による保険給付の実施、第七十六條第一項の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

二 第四章の規定による保険給付の実施、第七十六條第一項の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

二 第四章の規定による保険給付の実施、第七十六條第一項の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

二 第四章の規定による保険給付の実施、第七十六條第一項の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

二 第四章の規定による保険給付の実施、第七十六條第一項の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務